

処分の種類	免許取消処分
処分年月日	令和2年4月10日
商号又は名称	真輝住建
代表者	呉本 宏之
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(3)第53652号 平成29年12月12日
主たる事務所の所在地	大阪市鶴見区
<p>処分等の理由</p> <p>宅地建物取引業法第67条第1項の規定により、令和2年3月4日付大阪府公報第202号大阪府告示第359号で被処分者の事務所の所在地の申し出を促したところ、30日を経過しても申し出がないため。</p>	